

第2回 健康・医療新産業協議会

日時：令和3年6月9日（水曜日）13:30～15:30

場所：中央合同庁舎4号館全省庁共用1214特別会議室、オンライン併用

委員：五十嵐様（三村委員代理）、今村様（中川委員代理）、岡田委員、鹿妻様（松本委員代理）、黒岩委員、斎藤委員、佐野委員、辻哲夫委員、津下委員、永井議長、西澤委員、橋本委員、細木委員、松永委員、三島委員、水田委員、森委員

出席者（省庁）：経済産業省 商務・サービスグループ、内閣府 健康・医療戦略推進事務局、総務省 情報流通行政局、厚生労働省 医政局、老健局、健康局、保険局、医薬局、農林水産省 食料産業局、農林水産技術会議事務局、国土交通省 都市局、住宅局、観光庁 観光地域振興部、文部科学省 スポーツ庁、環境省 自然環境局、消費者庁 食品表示企画課

【議事概要】 討議部分のみ

1. 健康・医療新産業創出に向けた施策の方向性及び『健康・医療新産業創出に向けたアクションプラン2021（案）』について
 - AMEDにおける今後のヘルスケア分野の研究開発の方向性として、「イノベーションの加速・応用」、「ライフコースデータやエビデンスに基づく課題解決」、「広義の健康や社会システムへの介入」が重要と考えている。また、技術の社会実装の実現のためには、技術開発を推進するインセンティブだけでなく、共通価値と経済性、効果と安全性、データ利活用とエビデンス構築、さらに、それらを支えるガバナンスとしての政策と規範が必要。さらに、「行政」「アカデミア」「民間」のステークホルダーにとっての価値を生み出すことで、自律的かつサステイナブルに継続するための仕組みや工夫を行う必要がある。
 - 健康経営は国全体に定着してきているため、量の拡充から質の向上へとフェーズを切り替える時期に来ていると考えられる。質の向上を図るためには、前提として健康経営の効果を科学的に検証することが重要。さらに、質が向上することにより、量のさらなる拡充や健康経営の国際展開も可能になるのではないか。
ヘルスケアサービスの品質確保については、現在様々なヘルスケアサービスが開発・市場に参入しているが、一般の消費者が各サービスの質を吟味することは困難。そこで、ヘルスケアサービスのガイドラインを策定する際には、業界内の関係者に加えて、行政サイドの推薦する専門家を含めるなどの働きかけが有効なのではないか。また、サービス利用者の評価も重要な判断材料となるため、利用者の評価を集積する「情報システム」をつくることも有益なのではないか。
 - エビデンスにもとづく予防・健康づくりの促進について、個々の事業者がインセンティブと感じられる施策が並行して行われることが有効である。具体的には、個々の事業者が持っている既存の製品やサービスの力試しを実際の市場で多大な負担を伴わずに行えるような仕組みや、インセンティブに関する要素を取りまとめて、ヘルスケアサービス事業者の事業展開支援等が見える化し、事業者のトライアルへの参加をオープンに募る仕組みの設定を行うべき。

- 製薬産業においては現在、市場や産業構造、競争力の源泉、そしてビジネス活動の手段が大きく変化している。このため、医薬品のバリューチェーンの各ステージにおいて、ITやデジタル企業、データを取り扱う企業、あるいはベンチャーなど、製薬企業にはない強みを有する幅広いパートナーとの連携が必須となっている。ヘルスケアニーズが非常に多様化していく中で製薬産業は、医薬品による治療への貢献だけでなく、予知、予防や健康増進にもその活動を拡大し、さらに、患者だけではなく健常人に対しても活動を拡大していくなど、国民の多様なニーズを充足し、様々なプレイヤーをつなぐプラットフォーマーのような役割を果たしていかなければいけない。
- 健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、健康と病気の間を連続的に変化するグラデーションと捉え、この変化の過程を「未病」とする。自身がグラデーションのどこにいるのかという指標として「未病指標」を開発したが、これを利用して個人の行動変容につなげることができると考えている。このように、将来の自分の健康状態を意識しながら、個人の視点で健康投資を行っていくことが重要。こういった取り組みを通じて、「いのち輝く」社会を実現していく。
- 健康経営を日本のブランドとして発信し、健康経営が国際的に評価される環境を整えるため、今までも、国際会議等で健康経営の取組が世界に発信されてきたところ。今後、特にASEANに着実に取組を発信していくためには、実務者同士での対話が重要。民間企業は、コロナ禍が収束したら、こういった取組にあわせて現地に進出し、日本のヘルスケアの取組を国際展開していくことで、国際的にブランドイメージを高める活動を行うことが望ましい。
- 健康経営にかかる顕彰制度の持続的な発展はぜひとも続けていくべき。健保組合の保健事業において、既に企業や事業所との連携、すなわちコラボヘルスは欠かせないものであるが、その前提となるものがやはり健康経営である。これを推進するための健康経営顕彰制度については、企業に対する訴求力が極めて高いものであると認識。同時に、地域ごとの特性に応じた独自の健康宣言を活かしていくことも重要。地域ごとの実情に合った取組を行うことができるため、非常に取り組みやすく効果がある。
また、コロナ禍において、健診受診率が2020年度は19年度と比較して約6%減少しており、保険者としても留意する必要があると認識。健診団体等とも連携して周知徹底に努めていく。国においても、「予防・健康づくり」は不要不急ではないということをきちんと発信するべき。
- 一点目として、適切な受診につなげる観点から、医療機器を一般消費者が購入できる環境の拡充と整備をお願いしたい。コロナ禍で、感染等への懸念から受診抑制や受診する間隔が開いてしまうという懸念があるが、適正な受診のためには、家庭内で自らがバイタル等を計測し、客観的な計測値を参考に受診相談を行うことが重要。よって、医療機器産業としても、今後は家庭内で利用できる医療機器を拡充できるよう努めていく。また、医療機器の広告規制により、薬機法の規制を受けていない医療機器に類似した製品と比較し、質が担保された医療機器が逆に不利益を被る事態が生じることの無いような環境整備が必要と考えている。二点目として、健康経営に取り組む企業から、取得したメリットというものが実感しにくいという声もあることから、健康経営の普及に向けたインセンティブ措置のさらなる周知・拡充をお願いしたい。
- 85歳以上人口が2040年に向けて1,000万人に達することからも、早期の介護予防としてのフレイル予防が国家的課題となる。フレイルが進行しないためには、住民自身が行動変容する

しかない。これに関して、高齢社会総合研究機構にてフレイルの学術研究を徹底的に進めたうえで、神奈川県庁とも連携し、フレイル予防産業の創成を目指している。これらの取組を通じて、フレイル予防の分野がヘルスケア産業の大きな柱となることを期待している。

- 予防・健康づくりへの投資促進に関連し、フレイル予防に関しては、厚生労働省は、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進めているところ。分野横断的な関係者の連携が課題である。医療レセプト、健診、介護レセプト等のデータが全て国保データベース、KDBに入力されているため、データの活用等を通じてフレイルの早期発見を含めた保健事業に取り組んでいく。

また、地域・職域連携に関しては、中小企業・退職者・テレワークの方々への健康づくりに関して、自治体での取組が進められているところ。この取組については、地域格差が大きく、その底上げに向けて研究を進めていく。

- 日常診療の現場で患者の「生活上の課題」に気づき、地域の社会資源に繋げる「社会的処方」の実践、研修については、まさにかかりつけ医の重要な役割だという認識。今後この事業が広がっていく際には、かかりつけ医、さらに地域の医師会が協力できるように努めたい。

健康経営の取組については概ね順調と考えるが、中小法人に対する取組がまだまだ課題である。自治体での取組は増加傾向にあるものの、まだ少ないため、総務省とも連携して進めていくべき。また、大企業が中小法人を支えていくという形で一緒になって健康経営を進めていくという姿勢は非常に重要。

コロナ禍の健康状態については、働き盛りの方は肥満が増えるもしくは逆に健康状態が良くなるという二極化が認められる。他方高齢者は、大多数がフレイルの状態が進行する傾向にあり、特に独居の方で顕著である。外出が少なくなっている中でICT等を活用した人との交流が重要。加えて、若者の在宅勤務の環境の観点からも、住まいと住まい方を配慮していくことも重要。

- 予防や健康づくりを進める上でエビデンスに基づく効果的な取組というものを推進していく必要がある。そのためには、大規模実証事業のように官民が連携して、一定規模以上のデータを収集・分析・活用していくということが重要。データの利活用の視点から、オンライン資格確認等システムに期待しているが、運用開始に向けては課題と官民の役割をもう少し明確にして取り組む必要があるのではないかと。また、現行のデータヘルス改革を少しでも早く実施してほしい。その際、ライフコースデータを幅広く取り入れると同時に、PHR事業者を初めとした民間との連携を進めていくことで、新しいビジネスの創出にもつなげていくということが重要。

健康経営の取組に関して、健康経営の裾野は拡がりを見せており大変歓迎。説明のあった情報開示の強化、あるいは共通評価指標の確立という方向性については、画一的な評価で数字がひとり歩きすることがないように、企業の自主性や創意工夫を分かりやすく社会に示し、それが評価されることで、健康経営がより一層促進されるよう進めていくべき。

- 自宅待機や重症化予防の観点で家庭向けの計測装置の需要の高まりを受け、医療機器認証を受けていない類似製品がオンライン市場を中心に多数出回っている。医療・健康分野における市場創出には、医療関係者や消費者と産業界の信頼関係の構築が必要で、医療機器、非医療機器はそれぞれの機器の特性が適切な表現によって広報され、購入者が誤認しないようにすることが重要。

また、PHR事業者が遵守すべき基本的指針が策定され、今後は具体的なビジネスに向けた検討が重要になっているところ、活動の骨子づくりに向けては議論が発散しない枠組みで作成されることが望ましい。他方で、消費者との信頼関係はより重要性を増すことから、骨子案の作成後はPHR事業者だけでなく多くのステークホルダーとの意見交換によって内容のブラッシュアップを継続的に行っていくことで、健全な市場創出を目指していくべき。

- 地域版協議会の役割として、様々な情勢の中でキーパーソンとなる事業者や地域社会を巻き込んで、地方発の予防・健康づくりの芽を育てることが求められている。しかし、コロナ禍において、事業者の活動に影響が生じている。政府においては、地域版協議会が機能を発揮して、地域が活性化するよう、これまで以上に制度の整備や支援施策の側面からの後押しをお願いしたい。

また、地方圏は都市部に比べ高齢化が進展している上に、歩行による外出頻度が低いため、加齢とともに歩行能力が急激に低下して、慢性疾患等を引き起こす懸念がある。この対策として、足の筋肉を動かすなどの運動機能を維持・向上・管理する環境が日常的に存在する地域社会づくりが重要。

さらに、地方においてもデジタルを始めとする新たなヘルスケアサービスが生まれつつあるため、地域での先行的な取組を見える化、分析し、日本全国へ発信して欲しい。

- AMEDにおいては、ヘルスケア分野の研究開発の在り方について調査検討等を行ってきた。これを基にどの方向にAMEDの研究開発支援領域を拡大すべきなのか、関係者一丸となって取り組んでいきたい。その上で、疾患研究成果の実装については第1期からの課題であったところ。AMEDの機能強化については、経産省からも提案があったと認識。新たな政策については、経産省から新たな予算要求が不可欠であると考えている。

また、イノベーション、エコシステムの強化については、スタートアップの研究開発支援強化に向けて、政府系9機関によるスタートアップ支援協定を昨年度締結し、ワンストップ窓口による相談受け付けを開始したところ。今後も、MEDISO、あるいはイノハブとも連携を深めて、AMEDにおけるより良い支援を検討、実施していく。

- 各地商工会議所は自らが健康経営の優良認定を受けるとともに、会員事業所を対象に普及啓発活動を展開している。地域でのこういった活動を一層促進するためにも、認定、顕彰制度は継続してほしい。アクションプラン2021には、地方創生の観点から、健康まちづくりの推進や歩きたくなるようなまちづくり、観光振興、ヘルスツーリズムやスポーツツーリズムの推進等が盛り込まれており、これらの取組が各地域でより促進されるよう支援策を講じてほしい。本協議会が取り組む健康医療産業の創出に関連して、一つ例を挙げるならば、静岡県浜松商工会議所では、地域の大学等との連携により、高い技術力を有する中小企業の同分野への新規参入を支援している。これからも、商工会議所として国をはじめ関係機関と連携して取組を進めて参りたい。
- 消費者の、シルバーサービスにおける介護サービスの選択を支援する際には、エビデンスという観点が一番重要。健康経営や生活習慣病対策において、引き続きエビデンスの確保に取り組んでほしい。また、同時に品質の確保も重要であるが、供給サイドだけではなく消費者サイド、あるいは専門家の意見というものを踏まえた形で評価していくという体制づくりも必要ではないかと考えている。
- 健康経営に取り組む大企業が増えてきている。そのような中、経営層の十分なリーダーシップのもとでの取組や、健康指標だけではなく、プレゼンティーズムやワークエンゲージメントという指標のモニタリングを通じた成果の評価等、より一層の質の向上が求められる。

また、中小企業においては更なる健康経営の裾野を拡大が必要。そのためには、公共入札等におけるインセンティブが必要。さらに、採用での成功事例等の経営的な効果について、経営者に理解してもらうことも必要。

今後の健康経営の取組と、それによる経営上・健康上の成果のためには、経営層のコミットとリーダーシップの発揮が必要不可欠であるため、経営層の意識変容を今後もさらに促す取組みが重要である。

2. アクションプラン 2020（案）について⇒今日の意見を踏まえて議長一任

お問合せ先

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

電話：03-3501-1790